



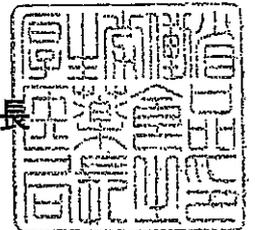
健発第0222002号  
 薬食発第0222001号  
 雇児発第0222001号  
 社援発第0222002号  
 老発第0222001号  
 平成17年2月22日

都道府県知事  
 指定都市市長  
 各 中核市市長 殿  
 保健所政令市市長  
 特別区区长

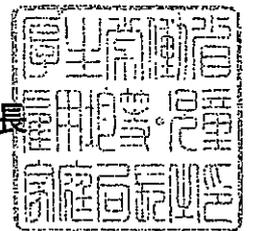
厚生労働省健康局長



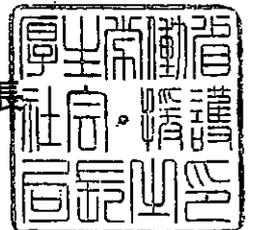
厚生労働省医薬食品局長



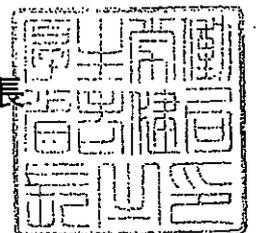
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」（平成17年1月10日老発第0110001号）等の中で、速やかな市町村保健福祉部局への連絡等の徹底をお願いしたところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

なお、本件に関しては、追って各社会福祉施設等に係る運営基準等を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしく願う。

## 記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。  
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、

症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。

8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。

9. なお、医師が、感染症法、結核予防法（昭和26年法律第96号）又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるため、留意すること。

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設

【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 隣保館
- 生活館

## 【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

## 【障害関係施設】

### (身体障害者)

- 身体障害者更生施設
- 身体障害者療護施設
- 身体障害者福祉ホーム
- 身体障害者授産施設（通所・小規模含む）
- 身体障害者福祉工場
- 身体障害者福祉センター
- 盲導犬訓練施設
- 身体障害者デイサービス
- 身体障害者短期入所
- 進行性筋萎縮症者療養等給付事業
- 盲人ホーム

### (知的障害者)

- 知的障害者デイサービスセンター
- 知的障害者更生施設
- 知的障害者授産施設（通所・小規模含む）
- 知的障害者通勤寮
- 知的障害者福祉ホーム
- 知的障害者デイサービス

- 知的障害者短期入所
- 知的障害者地域生活援助
- 知的障害者福祉工場

(障害児・重症心身障害児(者))

- 知的障害児施設
- 第一種自閉症児施設
- 第二種自閉症児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲児施設
- ろうあ児施設
- 難聴幼児通園施設
- 肢体不自由児施設
- 肢体不自由児通園施設
- 肢体不自由児療護施設
- 重症心身障害児施設
- 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う指定医療機関
- 児童デイサービス
- 児童短期入所
- 重症心身障害児(者)通園事業

(精神障害者の対象施設等)

- 精神障害者社会復帰施設(精神障害者短期入所事業を行う施設も含む)
  - ・ 精神障害者生活訓練施設
  - ・ 精神障害者福祉ホーム(A型及びB型)
  - ・ 精神障害者入所授産施設
  - ・ 精神障害者通所授産施設(小規模通所授産施設も含む)
  - ・ 精神障害者福祉工場
  - ・ 精神障害者地域生活支援センター
- 精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)

事 務 連 絡

平成 22 年 11 月 12 日

各 

|      |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |
| 中核市  |

 民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

#### 社会福祉施設等におけるインフルエンザ対策の徹底について

今般、秋田県内の医療機関におきまして、入院患者及び職員の間でインフルエンザが集団発生し、入院患者がお亡くなりになるという事態が発生したことを受けて、「医療機関等におけるインフルエンザ対策の徹底について」（平成 22 年 11 月 9 日健感発 1109 第 1 号、医政指発 1109 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長、医政局指導課長連名通知）（別紙 1）が通知されたところです。

社会福祉施設における感染症対策については、「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、社援発第 0222002 号、老発第 0222001 号）（別紙 2）に基づく措置をお願いしているところですが、貴部局におかれましては、所管の社会福祉施設等、関係団体に対し、感染症の発生・まん延を防止するための取り組みの一層の徹底及びインフルエンザ等による感染が疑われる症状が表れた場合には、速やかに医療機関を受診する等の注意喚起をお願いいたします。

なお、同通知別紙の対象施設は、別紙 3 のとおり読み替えて適用するものとしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

おって、各都道府県におかれまして、管内市町村にも本事務連絡の内容について周知されますようお願いいたします。

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 通所リハビリテーション事業所
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 老人憩いの家
- 老人休養ホーム
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 適合高齢者専用賃貸住宅

【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 隣保館

○ 生活館

【児童関係施設等】

○ 助産施設

○ 乳児院

○ 母子生活支援施設

○ 保育所（認可外保育所を含む）

○ 児童厚生施設

○ 児童養護施設

○ 情緒障害児短期治療施設

○ 児童自立支援施設

○ 児童家庭支援センター

○ 児童相談所一時保護所

○ 婦人保護施設

○ 婦人相談所一時保護所

○ 母子福祉センター

○ 母子休養ホーム

○ 次の事業の実施施設等

- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）
- ・ 家庭的保育事業

【障害関係施設】

（障害者自立援法関係施設・事業所等）

- 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援事業を除く。）を行う事業所
- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 地域生活支援事業を行う事業所（日中一時支援事業・盲人ホーム等障害者が通所する事業に限る。）
- 小規模作業所（地方公共団体より助成を受けているものに限る。）

(身体障害者福祉法関係施設)

- 身体障害者更生援護施設 (※)
  - ・身体障害者更生施設
  - ・身体障害者療護施設
  - ・身体障害者授産施設
- 身体障害者社会参加支援施設
  - ・身体障害者福祉センター
  - ・盲導犬訓練施設

(知的障害者福祉法関係施設)

- 知的障害者援護施設 (※)
  - ・知的障害者更生施設
  - ・知的障害者授産施設
  - ・知的障害者通勤寮

(精神保健福祉法関係施設)

- 精神障害者社会復帰施設 (※)
  - ・精神障害者生活訓練施設
  - ・精神障害者授産施設
  - ・精神障害者福祉工場

(知的障害児施設等)

- 知的障害児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲ろうあ児施設
- 肢体不自由児施設
- 重症心身障害児施設
- 重症心身障害児(者)通園事業実施施設

(※)障害者自立支援法の規定によりなお従前の例により運営できるとされたものに限る。



25長寿第52888号  
平成26年1月31日

各介護保険事業所等管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
(公 印 省 略)

### 感染症等発生時に係る報告について

日頃より、本県の介護保険行政に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、感染症発生時の主管部局、保健所への報告につきましては「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚生労働省老健局通知）及び「香川県高齢者介護施設等における感染対策マニュアル」（平成21年5月一部改定）に基づき、適切かつ迅速に行うようお願いしているところです。

今回、感染症発生時の報告について「同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発症した場合」の取扱いに関する質問が施設から数多くありましたので、その取扱いについて、下記のとおり、改めてお知らせいたします。

つきましては、下記の点に御留意の上、感染症等の発症時、適切に御報告いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 香川県高齢者介護施設等における感染対策マニュアルにおける取扱い

社会福祉施設等の施設長は、次の場合、迅速に県及び市町の社会福祉施設等主管部局に感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、保健所に報告し、助言・指示を求めるなどの措置を講じ、併せて施設内の拡大を防止してください。

<報告が必要な場合>

- 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合。
- 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- 上記のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合。

#### 2. 上記マニュアルによる取扱いの考え方

同一の感染症などによる患者等が、10名以上又は全利用者の半数以上発症した場合であって、最初の患者等が発症してからの累積の人数で報告いただくよう求めています。なお、この取扱いについては、従前どおりの取扱いと変わりはありません。

(根拠通知)

- \*平成17年2月22日厚生労働省主管局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
- \*平成18年3月31日厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」
- \*平成21年5月一部改訂「香川県高齢者介護施設等における感染対策マニュアル」

社会福祉施設等の入所施設における  
感染症発生時の標準的な対応基準

\*この対応基準は、標準的なものであり、施設・入所者の特性、感染症の発生状況等を考慮するとともに、嘱託医、施設等主管課、保健所等関係機関と連携し対応する。また、発症者の対応については主治医等と連携し対応する。

H24.4.30作成

| 感染経路                   | 感染性胃腸炎（ノロウイルス等）   | インフルエンザ  | 腸管出血性大腸菌感染症  | レジオネラ症   |
|------------------------|---|--|--|--|
| 入浴                     | <p>経口感染（食品、水、感染者からの二次感染等） 飛沫感染も考えられている。</p> <p>・発症者は、症状がある期間は、入浴を控えるか、個別入浴とし、最後に入浴する（浴槽にはつかからず、シャワー、かけ湯等を行う）。症状回復後も1週間程度は、最後に入浴する。</p>                      | <p>飛沫感染（咳・くしゃみ等） 接触感染（鼻咽頭分泌物等）</p> <p>・発症者は、症状がある期間は、入浴中止とする。</p> <p>・他の入所者は、最終までは可能な限り、個別入浴とし、複数名の同時入浴は避ける。</p> | <p>経口感染（食品、水、感染者からの二次感染等） 少量の菌で感染する。</p> <p>・発症者は、症状がある期間は、入浴を控えるか、個別入浴とし、最後に入浴する（浴槽にはつかからず、シャワー、かけ湯等を行う）。</p> <p>・患者・無症状病原体保有者は、病原体を保有していないことを確認(*)するまでは、最後に入浴する。</p> | <p>空気感染・飛沫感染 ヒトヒト感染はない。</p> <p>・浴室の使用を中止する。<br/>(水質検査で陰性確認されるまで)</p> |
| 食事                     | <p>・発症者は、症状がある期間は、個別対応とする（個室等）。</p>   | <p>・発症者は、発症後5日かつ解熱後2日（幼児にあつては解熱後3日）経過するまで、個別対応とする（個室等）。</p>  | <p>・発症者は、症状がある期間は、個別対応とする（個室等）。</p>  |  |
| 外泊・外出                  | <p>・最終するまで、原則中止する。</p>  | <p>・同 左</p>  | <p>・同 左</p>  |  |
| 面会                     | <p>・最終するまで、注意喚起の掲示、面会制限を行う。</p>   | <p>・同 左</p>  | <p>・同 左</p>  |  |
| 短期入所等の受入れ              | <p>・最終するまで、受入れは原則中止する。</p>  | <p>・同 左</p>  | <p>・同 左</p>  | <p>・浴室の使用は中止する。<br/>(水質検査で陰性確認されるまで)</p>                             |
| 施設内の区域管理               | <p>・最終するまで、利用者・職員の動線に合わせ、清潔区域・汚染区域を管理する（職員更衣室・食堂等を含む）。</p>  | <p>・同 左</p>  | <p>・同 左</p>  |  |
| 職員等の対応                 | <p>・発症者は、症状がある期間は、出勤を控える（できれば、症状回復後1日程度は様子を見る。）。</p> <p>・発症者は、症状回復後1週間程度は、飲食物に直接接触する業務を避けることが望ましい。</p>  | <p>・発症者は、発症後5日かつ解熱後2日経過するまでは、出勤を控える。</p>   | <p>・発症者は、症状がある期間は、出勤を控える（できれば、症状回復後1日程度は様子を見る。）。</p> <p>・患者・無症状病原体保有者は、就業制限が解除(*)されるまで、飲食物に直接接触する業務は禁止。</p>  |  |
| 併設事業所がある場合の併設事業所における対応 | <p>・併設事業所の利用者、職員、使用設備等が、発生施設と区分できない場合、併設事業所の利用者に発症者が発生した場合などは、最終まで制限又は中止する。</p> <p>・最終まで注意喚起・協力依頼を周知する。</p> <p>・新たな発症者が発生しなくなり、1週間程度経過観察し、問題がなければ最終とする。</p> | <p>・同 左</p>  | <p>・同 左</p>  | <p>・併設事業所の浴室の配管が、発生施設と同一系統である場合、浴室の使用を中止する。<br/>(水質検査で陰性確認されるまで)</p> |
| 最終                     |   | <p>・同 左</p>  | <p>・患者・無症状病原体保有者が病原体を保有していないことを確認(*)できれば最終とする。</p>   | <p>・施設環境の感染原因が否定できれば最終とする。</p>                                       |
| 備考                     |   |  | <p>(*)感染症法に基づく規定</p>   |  |



## 平成 25 年度 事故発生状況

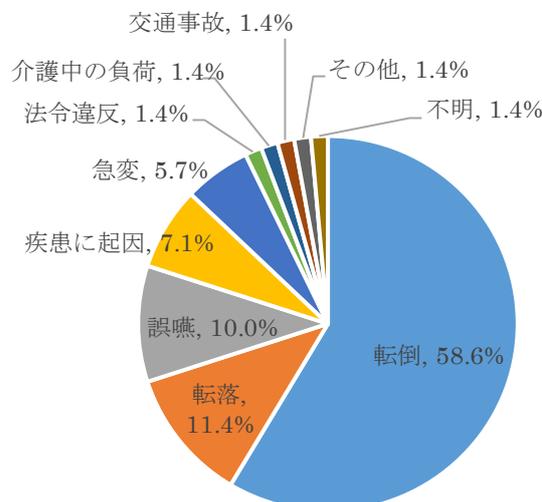
平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 1 年間に、市町から県に随時の報告を受けた事例は 408 件で、そのうち居宅サービスは 70 件（地域密着型サービス含む）であった。

### 1 サービス種類別

| サービス種別    |                | 事故件数    | 事故割合   | 事故件数    | 事故割合   |
|-----------|----------------|---------|--------|---------|--------|
| 居宅サービス    | 訪問介護           | 1       | 0.25%  | 36      | 8.82%  |
|           | 訪問入浴介護         | 1       | 0.25%  |         |        |
|           | 訪問リハビリテーション    | 0       | 0.00%  |         |        |
|           | 通所介護           | 26      | 6.37%  |         |        |
|           | 通所リハビリテーション    | 8       | 1.96%  |         |        |
|           | 福祉用具貸与         | 0       | 0.00%  |         |        |
| 地域密着型サービス | 認知症対応型通所介護     | 2       | 0.49%  | 34      | 8.33%  |
|           | 小規模多機能型居宅介護    | 7       | 1.72%  |         |        |
|           | 認知症対応型共同生活介護   | 25      | 6.13%  |         |        |
| 施設サービス    | 介護福祉施設サービス     | 105     | 25.74% | 166     | 40.69% |
|           | 介護保健施設サービス     | 61      | 14.95% |         |        |
|           | 介護療養施設サービス     | 0       | 0.00%  |         |        |
| その他       | 軽費老人ホーム        | 56      | 13.73% | 172     | 42.16% |
|           | 養護老人ホーム        | 0       | 0.00%  |         |        |
|           | 住宅型有料老人ホーム     | 22      | 5.39%  |         |        |
|           | 短期入所生活介護       | 42      | 10.29% |         |        |
|           | 短期入所療養介護（老健）   | 2       | 0.49%  |         |        |
|           | 特定施設入居者生活介護    | 43      | 10.54% |         |        |
|           | 地域密着型特別養護老人ホーム | 1       | 0.25%  |         |        |
|           | サービス付き高齢者向け住宅  | 6       | 1.47%  |         |        |
| 総計        | 408            | 100.00% | 408    | 100.00% |        |

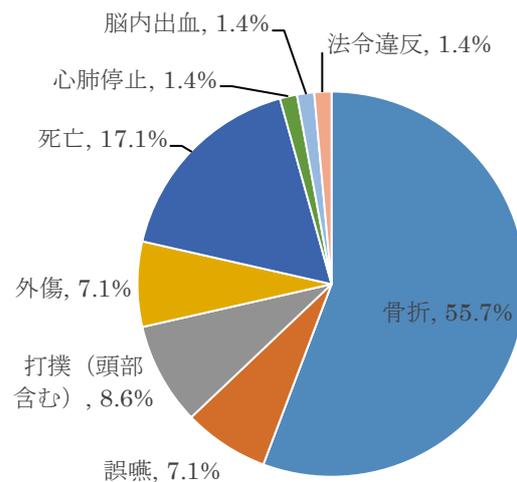
### 2 事故内容

| 内容     | 事故件数 | 事故割合   |
|--------|------|--------|
| 転倒     | 41   | 58.6%  |
| 転落     | 8    | 11.4%  |
| 誤嚥     | 7    | 10.0%  |
| 疾患に起因  | 5    | 7.1%   |
| 急変     | 4    | 5.7%   |
| 法令違反   | 1    | 1.4%   |
| 介護中の負荷 | 1    | 1.4%   |
| 交通事故   | 1    | 1.4%   |
| その他    | 1    | 1.4%   |
| 不明     | 1    | 1.4%   |
| 総計     | 70   | 100.0% |



### 3 事故種別

| 種 別      | 事故件数 | 事故割合   |
|----------|------|--------|
| 骨 折      | 39   | 55.7%  |
| 誤 嚥      | 5    | 7.1%   |
| 打撲(頭部含む) | 6    | 8.6%   |
| 外 傷      | 5    | 7.1%   |
| 死 亡      | 12   | 17.1%  |
| 心肺停止     | 1    | 1.4%   |
| 脳内出血     | 1    | 1.4%   |
| 法令違反     | 1    | 1.4%   |
| 総計       | 70   | 100.0% |



### 4 その他(解説)

- ・居宅サービスの事故件数は、70件。そのうち通所介護が26件(38.8%)、認知症対応型共同生活介護が25件(35.7%)である。
- ・職員不在時の事故が4割(28件)を占めていた。
- ・事故の内容は7割を転倒・転落(49件)が占め、そのうち骨折は37件(75.5%)
- ・死亡事故も13件見られ、疾患に起因するものが5件、急変が4件、誤嚥2件、交通事故1件、不明1件であった。

#### ○転倒・転落(49件)について

要介護度：要支援1(1)、要支援2(3)、要介護1(8)、要介護2(13)、  
要介護3(9)、要介護4(11)、要介護5(3)、記載なし(1)  
送迎前後の事故が2割弱(9件)を占めていた。

#### ○誤嚥(7件)について

年齢：84歳以上90歳未満(3)、90歳以上95歳未満(2)、95歳以上100歳未満(2)  
認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅰ(1)、Ⅲa(4)、Ⅳ(2)  
性別：男性(1)、女性(6)  
内容：昼食(3)、おやつ(4)

#### <事例1>

- ・デイサービス送迎時、車が街路灯にぶつかり、自損事故を起こした。  
その際、後部座席でシートベルトを装着せずに座っていた利用者が、胸部を強打し、死亡した。

#### <事例2>

- ・訪問介護の買い物援助を行う際に、スーパーで訪問介護員個人のポイントカードを使用し、  
買い物を行っていた。(家族からの苦情あり)

24長寿第64246号  
平成25年3月28日

各（介護予防）通所介護事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 指定（介護予防）通所介護の適切なサービスの提供について

日頃から本県の高齢者福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定（介護予防）通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話（支援）や機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持又は向上を図るものでなければなりません。

このため、指定（介護予防）通所介護事業所は、利用者の要介護（要支援）状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、各々の利用者の状況等を踏まえて、利用者ごとに適切な（介護予防）通所介護計画を作成し、当該計画に基づいて、計画的にサービスの提供を行うことが求められています。

しかしながら、今年度、県が実施した実地指導及び監査において、（介護予防）通所介護計画の作成に係る一連の業務の認識不足から、別紙のとおり、改善を要する事例が多く見られました。

つきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」第7章の基本方針並びに同基準の運営に関する事項のうち基本取扱方針及び具体的取扱方針について、再度確認の上、別添「（介護予防）通所介護計画の作成に係る一連の業務の流れ」を参考にさせていただきます、適切に指定（介護予防）通所介護の提供を行っていただきますようお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

在宅サービスグループ 担当 富山・川田

電話 087-832-3274 FAX 087-806-0206

※なお、高松市に所在地のある事業者については、

高松市健康福祉部介護保険課 担当 多田

電話 087-839-2326 FAX 087-839-2337

## 別紙

### 実施指導及び監査における主な指導事例

- 1 (介護予防) 通所介護の作成(変更)において、利用者の心身の状態やその置かれている環境、通所介護への要望の把握が不十分であるため、(介護予防) 通所介護の提供によって解決すべき課題の把握が適切に行えていない。
- 2 (介護予防) 通所介護計画の作成(変更)において、把握した利用者の心身の状況等を踏まえて行うのではなく、居宅サービス計画の内容を転記することで、当該計画を作成(変更)しているため、(介護予防) 通所介護の援助の方向性や目標が明らかになっていない。
- 3 作成(変更)した(介護予防) 通所介護計画に、(介護予防) 通所介護の目標を達成するための具体的サービス内容の位置付けが不十分であるため、利用者の要介護(要支援) 状態の軽減等に資する効果が現れていない。
- 4 居宅(介護予防) サービス計画に、誤嚥等の事故防止のために必要なサービスが位置付けられている利用者について、(介護予防) 通所介護計画に当該サービスを位置付けずに、必要なサービスの提供が行われなかったことから事故に至った。

# (介護予防)通所介護計画の作成に係る一連の業務の流れ

## 基本取扱方針

- \* 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- \* 指定通所介護事業所は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (\*) 介護予防通所介護の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身機能を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。



\*：指定基準：「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)」

・：平11老企25：「指定居宅サービス等及び(指定介護予防サービス等)に関する基準について」

( )：介護予防訪問介護のみに係る基準

25長寿第34930号  
平成25年9月30日

介護サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 介護サービス提供中の事故防止の徹底について

日頃から、本県の介護保険行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
先日、通所介護事業所職員の運転により、送迎中に同乗していた利用者が死亡するという事故が発生しました。

各事業所等における車両を使用した送迎業務は、介護サービスの一環として日々行われている日常的業務であるとともに、その安全は常に確保されていなければならない重要な業務です。事業所と利用者自宅間等の送迎について今後とも一層の利用者の安全確保が求められます。

各指定事業所等においては、事故予防実施手順書を再確認し、実施方法、遵守すべき事項を明確にした手順書を作成する等、特に送迎を中心とするサービス全般について、今一度見直しを行い、事故防止のための取組みをより一層徹底するようお願いいたします。

<担当>

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ 萬藤、竹田

TEL(087)832-3268

在宅サービスグループ 大倉、原岡、宮本

TEL(087)832-3274

26長寿第73746号  
平成27年2月27日

各指定介護サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長  
(公 印 省 略)

指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル  
の改正について (通知)

日ごろ、介護保険制度の適正な運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条第1項の規定により社会福祉施設等の基準（以下「指定基準」という。）としている法令の改正が行われ、指定通所介護事業所等の設備を利用して、夜間及び深夜に介護保険以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を実施する事業者は、宿泊サービス提供中に事故が発生した場合は、市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされたことから、事故発生時の市町への報告手順等を定めている「指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」を一部改正したのでお知らせします。

なお、今回の改正は、指定基準の改正に合わせて宿泊サービス時に発生した事故の報告を明確化したものですが、改正前の条文においても「利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。」と規定されていることから、従前の取扱いからの変更はないことを申し添えます。

**【問い合わせ先】**

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
在宅サービスグループ  
TEL 087-832-3268  
087-832-3269

指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル 新旧対照表

| 改正後   |  | 改正前 |  |
|---|--|-----|--|
| <p>指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル<br/>香川県健康福祉部長寿社会対策課<br/>略<br/>略<br/>略<br/><u>(平成27年2月27日改正)</u></p> <p>1 目的<br/>略</p> <p>2 事業者が事故報告を行う範囲<br/>事業者は、次の事由に該当する場合に市町に対して報告を行うこととする。なお、事業者の住所地と利用者の保険者である市町が異なる場合には双方の市町に報告を行うこととする。<br/>(1) サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生<br/>(注1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。<br/>また、<u>通所サービス（事業所の設備を利用して行う、夜間等の介護保険制度外のサービスを含む）、入所サービス及び施設サービス</u>に<br/>おいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に<br/>含まれる。<br/>(注2) ～ (注4) 略<br/>(2)～(3) 略</p> | <p>指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル<br/>香川県健康福祉部長寿社会対策課<br/>(平成20年1月15日制定)<br/>(平成23年4月7日改正)<br/>(平成25年9月4日改正)</p> <p>1 目的<br/>指定介護サービス事業者（以下「事業者」という）は、サービス提供時に発生した事故について、介護保険法に基づく運営基準及び同解釈通知により、その内容や対応状況を市町に報告することにより、その報告を受けた市町及び県が、事故に対する適切な対応や再発防止策に対して、事業者への指導及び助言を実施することにより、事業者、市町及び県が連携して、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業者が事故報告を行う範囲<br/>事業者は、次の事由に該当する場合に市町に対して報告を行うこととする。なお、事業者の住所地と利用者の保険者である市町が異なる場合には双方の市町に報告を行うこととする。<br/>(1) サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生<br/>(注1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。<br/>また、<u>在宅の通所・入所サービス及び施設サービス</u>においては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。<br/>(注2) ～ (注4) 略<br/>(2)～(3) 略</p> |     |  |

(附則)

このマニュアルは、平成27年2月27日から施行する。

# 指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
(平成20年1月15日制定)  
(平成23年4月7日改正)  
(平成25年9月4日改正)  
(平成27年2月27日改正)

## 1 目的

指定介護サービス事業者（以下「事業者」という）は、サービス提供時に発生した事故について、介護保険法に基づく運営基準及び同解釈通知により、その内容や対応状況を市町に報告することにより、その報告を受けた市町及び県が、事故に対する適切な対応や再発防止策に対して、事業者への指導及び助言を実施することにより、事業者、市町及び県が連携して、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業者が事故報告を行う範囲

事業者は、次の事由に該当する場合に市町に対して報告を行うこととする。なお、事業者の住所地と利用者の保険者である市町が異なる場合には双方の市町に報告を行うこととする。

### (1) サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生

(注1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。

また、通所サービス（事業所の設備を利用して行う、夜間等の介護保険制度外のサービスを含む）、入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。

(注2) けが等とは、発生の原因に関わらず、骨折、打撲、出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤投薬等で医療機関を受診し、治療または入院したものを原則とする（原因不明のものも含む）。

(注3) 事業者側の過失の有無は問わない。

(注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

### (2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

(注5) 利用者の処遇に関連するものに限る。（例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など）

### (3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

## 3 報告の手順

### (1) 事故後、各事業者は第一報を、3日以内に市町へ様式1により報告する。

(注1) 次の①～④の事由による、重大性の高い事故については第一報を電話で行い、その後報告様式1を提出する。

- ①事故により利用者が死亡したもの
- ②利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの
- ③重大な指定基準違反があると思われるもの
- ④職員の不祥事

### (2) 事故発生後の処理等が終了後、様式2により原則2週間以内に報告する。報告が遅れる場合は、その旨を市町に連絡すること。

(注2) 事故報告書は、報告様式1、2を標準とするが、市町により別に様式が定められている場

合や、報告様式 1、2 の報告事項が明記されている書式であれば代替して差し支えない。

#### 4 報告を受けた市町の対応の留意点

- (1) 事故に係る状況を把握するとともに、事業者による事故への対応が終了していないか、又は、明らかに不十分である場合等、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応（事実確認、指導等）を行うものとする。
- (2) 事業者から文書による報告内容が不十分である場合は、再報告等を求める。
- (3) 報告内容をもとに下記 5 の事由に該当する場合は、県へ報告を行うものとする。
- (4) 事故の再発防止策を検討するにあたって、事業者から市町に協力依頼があった場合には、可能な限り対応をする。

#### 5 市町から県への報告について

- (1) 各市町は、事業者から受けた事故報告の内容が、次の事由による場合は、事業所からの報告書の写しを 5 日以内に県に提出するものとする。（重大性の高い事故については、事業者から報告があり次第、電話で報告）なお、市町に指定権限のある事業者（中核市に住所を有する事業者及び地域密着型サービス事業者）に係るものについては、原則、死亡事故のみとする。
  - ① 事故により利用者が医療機関で入院治療を要したものの又は死亡したもの
  - ② 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われるもの
  - ③ 重大な指定基準違反があると思われるもの
  - ④ 職員の不祥事
  - ⑤ その他、他の事業者に事例として情報提供することによって、同様な事故の発生防止に寄与すると思われるもの
- (2) 各市町は、事業者から受けた当該年度の事故報告について、別紙様式により、翌 4 月末日までにメールにて、県に報告するものとする。（(1) の報告を含む。）

#### 6 報告の活用等について

県において報告内容を取りまとめ、介護サービスの安全の確保と質の向上を行うための基礎資料として活用する。

なお、当該報告は事業者の事故に対する過失の有無を判断するためのものではない。

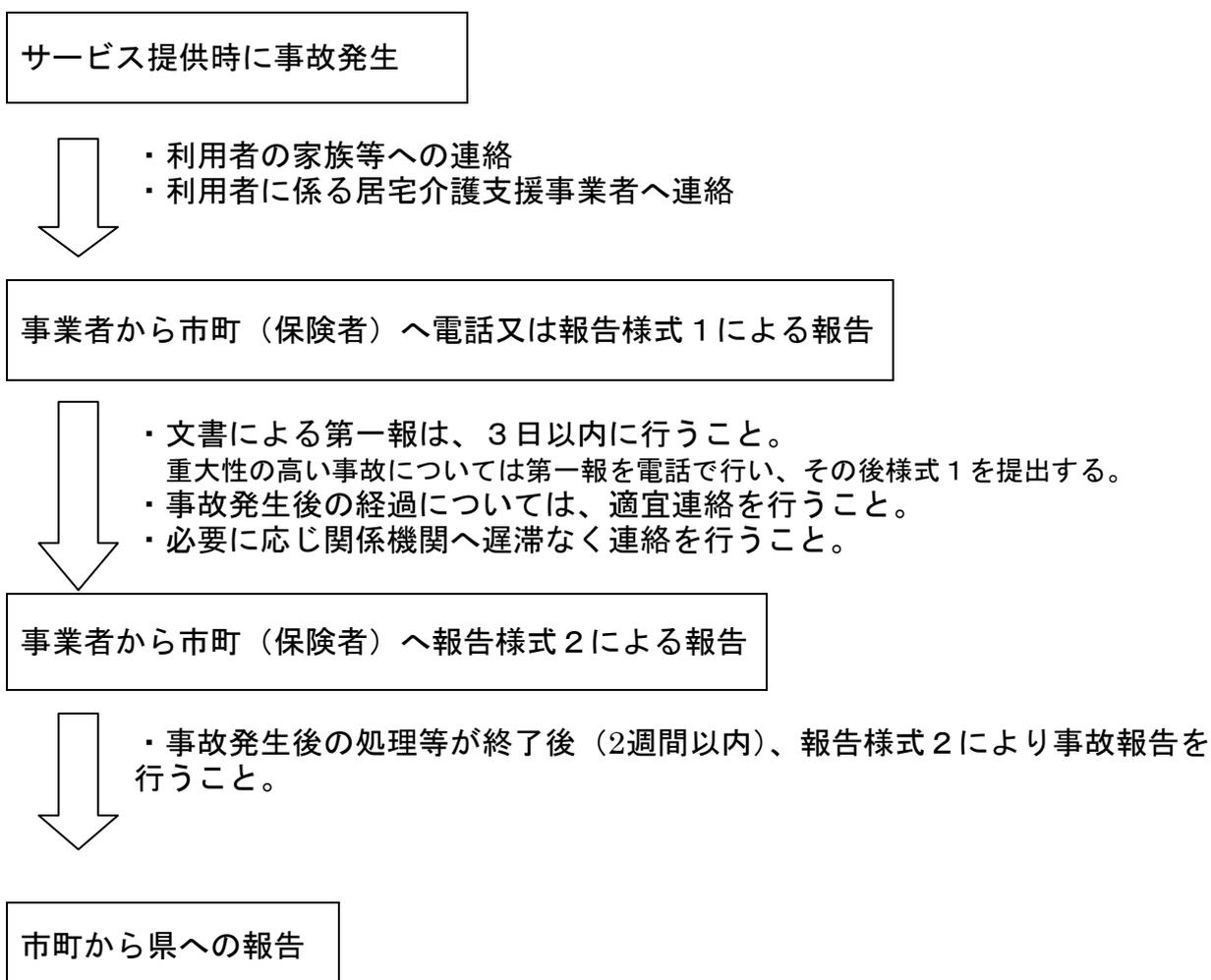
（附則）

このマニュアルは、平成 25 年 9 月 4 日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日以降に発生した事故から適用する。

（附則）

このマニュアルは、平成 27 年 2 月 27 日から施行する。

【事故報告のフロー図】



次の事由による事故の場合は、5日以内に県に報告を行う。なお、重大性の高い事故については、事業者から報告があり次第、電話で報告すること。

- ・ 医療機関への入院又は死亡
- ・ 身体拘束や虐待が事故の原因と思われるもの
- ・ 重大な指定基準違反があると思われるもの 等

毎年4月末日までに、各年度の状況報告をメールにて行う。（上記の報告を含む。）

## 【事業者、市町、県の役割について】

### (1) 事業者の役割

「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年香川県条例 52 号）」により、利用者等に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと義務づけられている。

#### 《報告の根拠》

- \* 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）
- \* 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）
- \* 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）
- \* 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）
- \* 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）
- \* 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）
- \* 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- \* 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
- \* 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）

### (2) 市町の役割

介護保険法により、「文書の提出等」「報告徴収・立入検査」「勧告・公表・改善命令」「指定取消・指定の効力停止」等の権限が以下のように規定されており、事業者から報告のあった介護サービス提供時に発生した事故について、事業者に対して、適切な対応や再発防止策に関して、指導及び助言等を行う。

#### 《介護保険法》

##### （文書の提出等）

- \* 居宅サービス等を行う者に対する文書その他の物件の提出・提示、当該職員への質問・照会（第 23 条）

##### （報告徴収・立入検査等）

- \* 指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等

(第 76 条)

- \* 指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 78 条の 7）
- \* 指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 83 条）
- \* 指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 90 条）
- \* 介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等（第 100 条）
- \* 指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等（第 112 条(旧法)）
- \* 指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 115 条の 7）
- \* 指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 115 条の 17）
- \* 指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 115 条の 27）

(勧告・公表・改善命令)

- \* 指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 78 条の 9）
- \* 指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 115 条の 18）
- \* 指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 115 条の 28）

(指定取消・指定の効力停止)

- \* 指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止（第 78 条の 10）
- \* 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止（第 115 条の 19）
- \* 指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止（第 115 条の 29）

### (3) 県の役割

介護保険法及び老人福祉法により、「文書の提出等」「報告徴収・立入検査」「勧告・公表・改善命令」「指定取消・指定の効力停止」等の権限が以下のように規定されており、事業者に対して、適切な対応や再発防止策に関して、指導及び助言等を行う。（指定地域密着型サービス事業者を除く）

#### 《介護保険法》

(文書の提出等)

\* 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対する、その行った居宅サービス等に関する報告、当該居宅サービス等の提供記録、帳簿書類その他の物件の提示、当該職員への質問（第 24 条）

(報告徴収・立入検査等)

- \* 指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 76 条）
- \* 指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 83 条）
- \* 指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 90 条）

\* 介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等（第 100 条）

\* 指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入調査等（第 112 条(旧法)）

\* 指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者等）に対する報告徴収・立入調査等（第 115 条の 7）

（勧告・公表・改善命令）

\* 指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 76 条の 2）

\* 指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 83 条の 2）

\* 指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令（第 91 条の 2）

\* 介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令（第 103 条）

\* 指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令（第 113 条の 2(旧法)）

\* 指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令（第 115 条の 8）

（指定取消・指定の効力停止）

\* 指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止（第 77 条）

\* 指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止（第 84 条）

\* 指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止（第 92 条）

\* 介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止（第 104 条）

\* 指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止（第 114 条(旧法)）

\* 指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止（第 115 条の 9）

## 《老人福祉法》

（報告徴収・立入検査等）

\* 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長等に対する報告徴収・立入検査等（第 18 条）

（指定取消・指定の効力停止）

\* 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停止命令・廃止命令・認可取消（第 19 条）

様式1

指定介護サービス事業者 事故報告書 (事業者→市町)

第1報

平成 25年 10月 2日  
(発生後3日以内に報告)

香川 市町 あて

法人名 社会福祉法人 長寿社会  
事業所(施設)名 長寿社会  
責任者名 長寿 一郎 印

|               |   |  |  |   |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
|---------------|---|--|--|---|--------------------------------------|--------------------------------------|---|---|---|---|---|-----------|------------|--|
| 1<br>事業所      | サービス種類  | 介護老人福祉施設   |  | 記載者職・氏名                                     | 生活相談員 香川 太郎                          |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
|               | 所在地   | 高松市番町4丁目1番10号  |  | 電話番号  | (087)832-3268                        | 事業所番号 12345                          |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 2<br>対象者      | 氏名・年齢・性別  | 香川 花子  |  | 年齢: 88                                      | 性別: 女                                |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
|               | 日常生活自立度等  | 障害高齢者の日常生活自立度 A  |  | 認知症高齢者の日常生活自立度 III                          | 要介護度 2                               |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
|               | 被保険者番号  | 1  | 2  | 3   | 4                                    | 5                                    | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | サービス提供開始日 | 22年 3月 12日 |  |
|               | 住所  | 高松市番町4丁目1番10号  |  | 保険者名  |                                      | 香川市                                  |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 3<br>事故の概要    | 発生日時  | 25年 10月 1日 (火)   |  | 4時 30分 頃                                    |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
|               | 発生場所  | <input checked="" type="checkbox"/> 居室                           | <input type="checkbox"/> 廊下                | <input type="checkbox"/> 食堂等ホール             | <input type="checkbox"/> トイレ         | <input type="checkbox"/> その他( )      |   |   |   |   |   |           |            |  |
|               |   | <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室                                  | <input type="checkbox"/> 駐車場               | <input type="checkbox"/> 道路上                | <input type="checkbox"/> 玄関          |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
|               | 事故の原因<br><small>(複数の場合は最も症状の重いもの)</small>   | <input checked="" type="checkbox"/> 転倒                           | <input type="checkbox"/> 転落                | <input type="checkbox"/> 感染                 | <input type="checkbox"/> 介護中の負荷      | <input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事 |   |   |   |   |   |           |            |  |
|               |   | <input type="checkbox"/> 誤嚥                                      | <input type="checkbox"/> 異食                | <input type="checkbox"/> 殴打                 | <input type="checkbox"/> 無断外出        | <input type="checkbox"/> その他( )      |   |   |   |   |   |           |            |  |
|               | 事故の種別<br><small>(複数の場合は最も症状の重いもの)</small>   | <input checked="" type="checkbox"/> 骨折(大腿骨)                      | <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼          | <input type="checkbox"/> 外傷( )              | <input type="checkbox"/> 職員の法令違反、不祥事 |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
|               | <input type="checkbox"/> 肺炎   | <input type="checkbox"/> 感染症                                     | <input type="checkbox"/> その他( )            | <input type="checkbox"/> 死亡(死亡年月日:平成 年 月 日) |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 発生状況          | <input type="checkbox"/> 介護中  |  | <input checked="" type="checkbox"/> 利用者単独時 |   | <input type="checkbox"/> 職員の目視可能     | <input type="checkbox"/> その他( )      |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 事故前の利用者の状況    | 状況 歩行器使用し歩行していた。ADLは自立していたが、最近歩行時のフラツキがみられていた。既往症に、高血圧、糖尿病、骨粗鬆症があり、円背がみられていた。<br>対応内容 歩行時のフラツキがみられ始めたため、歩行時の見守りと夜間はナースコールを押してもらいトイレへ付き添っていた。<br>ケアプランでの対応 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無    |  |  |   |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 事故の内容         | 2時 巡回時眠っていた。<br>4時 居室より物音が聞こえ、訪室。ベッド横で尻もちをついたような体位で転倒しているのを発見。本人が「歩行器を使わずトイレへ行こうとして転んだ。」と言われる。  |  |  |   |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 対処の仕方         | 4時 発見後すぐに他の職員に連絡し、ベッドに移動。バイタル測定実施(熱36.8℃、脈72、血圧138/70、SpO2 97%)。右大腿部～股関節にかけて痛みの訴え軽度あり。<br>4時10分 看護職員に電話連絡。患部の安静保持とクーリングの指示あり。<br>4時40分 看護職員が出勤し状態確認、右股関節の腫脹がみられ、骨折の可能性も大きい。<br>4時45分 看護職員が医師に連絡し、朝に受診するように指示あり<br>8時 ○○病院受診する |  |  |   |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 緊急搬送の有無・時間    | <input type="checkbox"/> 有(連絡時間 時 分)(搬送時間 時 分)  |  | <input checked="" type="checkbox"/> 無      |   |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 治療した医療機関名、住所等 | ○○病院  |  |  |   |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 診断・治療の概要      | <input type="checkbox"/> 受診 <input checked="" type="checkbox"/> 入院<br>レントゲン検査の結果、右大腿骨頸部骨折の診断あり。10月4日手術予定  |  |  |   |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 連絡済の関係機関      | 香川市介護保険課  |  |  |   |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
| 家族への説明        | 説明の状況、内容  | 7時 看護師から長男へ連絡。4時にベッド横で尻もちをついたような体位で転倒しており、骨折の可能性もあるため病院受診する旨伝える。 |  |   |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |
|               | 家族の意見、指摘等   | ナースコールを押すことを遠慮したのかも知れませんね。                                       |  |   |                                      |                                      |   |   |   |   |   |           |            |  |

様式2

指定介護サービス事業者 事故報告書 (事業者→市町)

平成 25年 10月 6日  
(発生後2週間以内に報告)

第2報

香川 市町 あて

|          |               |       |       |
|----------|---------------|-------|-------|
| 法人名      | 長寿社会          |       |       |
| 事業所(施設)名 | 長寿社会          |       |       |
| サービス種別   | 介護老人福祉施設      |       |       |
| 責任者名     | 長寿 一郎         | 印     |       |
| 連絡先      | (087)832-3268 | 所在市町名 | 香川 市町 |
| 記載者職・氏名  | 生活相談員         | 香川 太郎 |       |

|               |                         |  |   |  |
|---------------|-------------------------|--|---|--|
| 1<br>対象者      | 対象者氏名・年齢                | 香川 花子 年齢: 88   |   |  |
|               | 事故発生日・報告日               | 発生日: 25年 10月 1日  | 第1報報告日: 25年 10月 2日  |  |
| 2<br>事故発生後の対応 | 利用者の状況<br>(病状・経過、その他状況) | 右大腿骨頸部骨折のため、10月4日骨接合術施行。術後の経過は良好であるが、入院により認知症状が悪化している。   |   |  |
|               | 家族等の反応                  | 夜間自分でトイレへ行こうとして転倒したようですが、認知症状も悪化していて、転倒さえしなければと悔やまれます。   |   |  |
|               | 損害賠償等の状況                | <input type="checkbox"/> 有→(対応内容を具体的に) ( )<br><input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 未交渉 |   |  |
| 3<br>再発防止策    | 検討日時                    | 25年 10月 5日   |   |  |
|               | 検討会参加の職種・人数             | 7人   | 職種 施設長、介護支援専門員、生活相談員、栄養士、看護職員、介護職員、機能訓練指導員  |  |
|               | 原因分析                    | 利用者の行動<br>(本人要因)   | 歩行器使用し歩行は自立していたが、最近歩行時のフラツキがみられていた。歩行器を使用していなかった。夜間ナースコールを押してもらい、トイレへ付き添っていたが、職員に遠慮してコールを押さなかったようである。 |  |
|               |                         | 職員の対応<br>(職員要因)  | 「トイレへ行く時はコールを押してくれるだろう。」というリスクに対する意識の薄れがあった。  |  |
|               |                         | 設備等<br>(環境要因)  | 居室は電気を点けておらず、暗かった。歩行器がベッドから少し離れたところに置いてあった。また、居室からトイレまで、距離があった。                                       |  |
|               | 利用者個人への対応               | 対応済みの内容  | 入院中のため、退院後に対応を実施する。   |  |
|               |                         | 今後対応予定の内容<br>(実施予定年月日)   | トイレに近い居室に変更。本人の状態を考慮し、夜間ポータブルトイレの設置やセンサーマット設置を検討する。排泄パターンを把握し、早めにトイレ誘導の声かけを行う。機能訓練の実施。(退院後に実施予定)      |  |
| ケアプランの変更      |                         | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> その他(退院後に変更予定)          |   |  |
| 事業所全体での対応     | 対応済みの内容                 | 職員が危険予測ができるように、研修の実施。居室での歩行器の設置場所の確認。  |   |  |
|               | 今後対応予定の内容<br>(実施予定年月日)  | 見守りが必要な入所者の排泄パターンの把握。歩行器歩行されている方の、居室の見直しや環境整備。遠慮なく、職員に声をかけてもらえる環境作りに努める。(平成25年10月30日までに実施予定)                     |   |  |

- 1 介護サービス提供中に事故が発生した場合に、様式1については、事故後発生後3日以内に保険者に提出してください。
- 2 様式2については、詳細な経過及び再発防止への対応改善策等を記載して事故発生後2週間以内に保険者に提出してください。
- 3 記載しきれない場合は、記載欄の幅の変更や任意の別紙に記載し、資料があれば添付してください。